

財団法人札幌市公園緑化協会

寄附行為

昭和 59 年 9 月 1 日制 定	平成 10 年 4 月 1 日一部変更
昭和 60 年 1 月 26 日一部改正	平成 10 年 9 月 1 日一部変更
平成元年 3 月 30 日一部変更	平成 11 年 6 月 1 日一部変更
平成 4 年 6 月 6 日一部変更	平成 17 年 3 月 1 日一部変更
平成 7 年 3 月 27 日一部変更	平成 17 年 4 月 4 日一部変更
平成 7 年 6 月 8 日一部変更	平成 21 年 2 月 27 日一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人札幌市公園緑化協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 この協会は、事務所を札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 6 番地 1 6 に置く。

(目 的)

第 3 条 この協会は、札幌市の都市緑化事業及び公園緑地事業を推進することにより、公園緑地の円滑な管理運営、健全な利用の増進、緑化活動によるコミュニティの活性化及び緑化思想の普及啓発を図り、もって快適な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 都市緑化基金の造成、管理及び運営
- (2) 都市緑化及び公園緑地等に関連する調査研究
- (3) 都市緑化に関する普及啓発
- (4) 都市緑化事業及び公園緑地事業に関する協賛
- (5) 公園緑地等に関する付帯事業の経営及び受託
- (6) 都市緑化及び公園緑地等に関する講演会、講習会、研究会、展示会等の開催、その他印刷物の刊行
- (7) 公園緑地等に関する管理
- (8) 公園緑地等に関する業務の受託
- (9) 緑化活動によるコミュニティ活性化に関する事業
- (10) その他協会の目的達成のため必要な事業

(業務方法書)

第 5 条 前条 1 号に規定する事業については、業務方法書をもって定める。

- 2 前項の業務方法書の変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を受けなければその効力を生じない。

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 6 条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金収入
- (3) 補助金等の収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第 7 条 この協会の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) その他理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(会計の区分)

第 8 条 この協会は、各会計ごと明確に区分して経理するものとする。

(資産の管理)

第 9 条 この協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、安全性かつ確実性のある金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 10 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、北海道知事の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

- 2 都市緑化基金として積み立てた財産は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、北海道知事の承認を得なければ、処分し、又は担保に供することはできない。

(経費の支弁)

第 11 条 この協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 12 条 この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

第 13 条 この協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決及び評議員会の同意を経て定め、北海道知事に届け出なければならない。

- 2 この協会の事業報告及び決算に関する書類は、理事長が、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を経てその事業年度終了後 3 ヶ月以内に北海道知事に届け出なければならない。

(予算外義務負担、権利放棄)

第 14 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 15 条 削除

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第 16 条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 10 人以内（理事長、副理事長及び常務理事を含む。）
- (2) 監事 2 人以内

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事長は、理事会の同意を得て、副理事長及び常務理事を定めることができる。
- 4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第 18 条 理事長は、この協会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐し、ともに事故があるときは理事長の職務を代行する。
- 4 理事は、この協会の業務を執行する。
- 5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 19 条 役員任期は、2 年とする。ただし補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 20 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合には、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決に基づき解任することができる。この場合において、理事会及び評議員会において議決する前に、当該役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び幹事)

第 21 条 この協会に顧問及び幹事を置くことができる。

- 2 顧問及び幹事は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務について理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に助言する。
- 4 幹事は、協会事業の計画及び運営に参画する。

(常務理事の兼職禁止)

第 22 条 常務理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、理事長が承認した場合は、この限りでない。

(役員報酬)

第 23 条 理事会の議決により、役員に報酬を与えることができる。

(事務局)

第 24 条 この協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構成)

第 25 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 26 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の認定
- (3) その他この協会の運営に関する重要な事項

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、あらかじめ文書を持って通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 29 条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 30 条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めがあるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決)

第 31 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 理事長は、簡易な事項、又は急を要する事項については、書面により可否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席理事数及び氏名（書面表決及び表決の委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席理事の中からその会議で選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 33 条 この協会に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、10名以上12名以内とする。
- 3 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 4 第19条、第20条及び第23条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 34 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 3 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 4 第 29 条から第 32 条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(評議員会の招集)

第 35 条 評議員会は、第 18 条第 5 項の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 評議員の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、評議員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 36 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 37 条 この協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 38 条 この協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得て、この協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(委 任)

第 39 条 この寄附行為の実施について必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この協会の設立当初の役員は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 61 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この協会の設立初年度の収支予算及び事業計画は、第 13 条及び第 26 条第 1 号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この協会の設立当初の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 60 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、北海道知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この寄附行為の変更前の寄附行為第 34 条第 1 項の規定により委嘱された評議員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定によるこの寄附行為の施行の日までとする。

附 則

この寄附行為は、北海道知事の認可のあった日から施行する。